

## 千葉県中小企業再建支援金—申請要領— 変更箇所一覧

6月22日版（新）	5月11日版（旧）
<p><b>I 支援金の概要</b></p> <p><b>1 趣旨</b></p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大により、大きな影響を受けた中小企業等が行う、3つの「密」の防止、飛沫感染・接触感染の防止等の感染症予防対策や、休業した事業者の営業再開に向けた周知、感染予防のための設備や消耗品類の整備、テナント料の負担などを総合的に支援するため、売上が大きく減少している事業者に対して支援金を給付いたします。</p> <p><b>2 支給額</b></p> <p>IIの対象要件を満たす中小企業者等に対し、賃借している事業所の数に応じて、以下の額を支給します。なお、申請は1事業者につき1回限りとなります。</p> <p><b>II 対象要件</b></p> <p>下記の7つの要件を全て満たしている必要があります。（(6)については該当する場合のみ。）</p> <p>(1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項における会社及び個人<sup>*1</sup>（以下、中小企業者という。）、<u>社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人（以下、NPO法人という。）、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人又は組合等<sup>*2</sup></u>のうち、以下<sup>*3</sup>に掲げる業種を営む者であること。</p>	<p><b>I 支援金の概要</b></p> <p><b>1 趣旨</b></p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大により、大きな影響を受けた中小企業が行う、3つの「密」の防止、飛沫感染・接触感染の防止等の感染症予防対策や、休業した事業者の営業再開に向けた周知、感染予防のための設備や消耗品類の整備、テナント料の負担などを総合的に支援するため、売上が大きく減少している事業者に対して支援金を給付いたします。</p> <p><b>2 支給額</b></p> <p>IIの対象要件を満たす中小企業者に対し、賃借している事業所の数に応じて、以下の額を支給します。なお、申請は1事業者につき1回限りとなります。</p> <p><b>II 対象要件</b></p> <p>下記の7つの要件を全て満たしている必要があります。（(6)については該当する場合のみ。）</p> <p>(1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項における会社及び個人<sup>*1</sup>（以下、中小企業者という。）のうち、以下<sup>*2</sup>に掲げる業種を営む者であること。</p>

※1 中小企業者の範囲（中小企業基本法による定義）

業種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する従 業員の数
① 卸売業	1億円以下	100人以下
② 小売業	5,000万円以下	50人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下
④ 製造業、建設業、運輸業 その他業種（①～③を除く）	3億円以下	300人以下

注 中小企業基本法に基づかない法人についても上記の表に準じる。ただし、医療法人等の医業を主たる事業とする法人については、常時使用する従業員の数が300人以下の法人まで対象。

※2 組合等の範囲

- ・ 中小企業等協同組合（事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合）、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会
- ・ 協業組合 ・ 商工組合及び商工組合連合会
- ・ 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
- ・ 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会
- ・ 酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会
- ・ 内航海運組合、内航海運組合連合会

※1 中小企業者の範囲（中小企業基本法による定義）

業種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する従 業員の数
① 卸売業	1億円以下	100人以下
② 小売業	5,000万円以下	50人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下
④ 製造業、建設業、運輸業 その他業種（①～③を除く）	3億円以下	300人以下

(追加)

(追加)

(略)

※4 以下に該当する法人は、支給の対象とはなりません。

①学校法人、②宗教法人、③農事組合法人、④農業法人（ただし、会社法の会社又は有限会社は対象）、⑤有限責任事業組合（LLP）

※5 以下に該当する法人は、支給の対象となります。

①株式会社、②合名会社、③合資会社、④合同会社、⑤（特例）有限会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）、⑥弁護士法に基づく弁護士法人、⑦公認会計士法に基づく監査法人、⑧税理士法に基づく税理士法人、⑨行政書士法に基づく行政書士法人、⑩司法書士法に基づく司法書士法人、⑪弁理士法に基づく特許業務法人、⑫社会保険労務士法に基づく社会保険労務士法人、⑬土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士法人、⑭社会福祉法人、⑮医療法人、⑯NPO法人、⑰一般社団・財団法人、⑱公益社団・財団法人、⑲組合等

注 中小企業基本法の中小企業者の範囲（※1）に限る。ただし、医療法人等の医業を主たる事業とする法人については、常時使用する従業員の数300人以下の法人まで対象。

（2）新型コロナウイルス感染症の拡大により、売上高が前年同月（令和2年1月から令和2年7月の内、任意のひと月）と比較して50%以上減少していること。

(略)

※3 以下に該当する法人は、支給の対象とはなりません。

①社会福祉法人、②医療法人、③特定非営利活動（NPO）法人、④一般社団・財団法人、⑤公益社団・財団法人、⑥学校法人、⑦宗教法人、⑧農事組合法人、⑨農業法人（ただし、会社法の会社又は有限会社は対象）、⑩有限責任事業組合（LLP）⑪組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等）

※4 以下に該当する法人は、支給の対象となります。

①株式会社、②合名会社、③合資会社、④合同会社、⑤（特例）有限会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）、⑥弁護士法に基づく弁護士法人、⑦公認会計士法に基づく監査法人、⑧税理士法に基づく税理士法人、⑨行政書士法に基づく行政書士法人、⑩司法書士法に基づく司法書士法人、⑪弁理士法に基づく特許業務法人、⑫社会保険労務士法に基づく社会保険労務士法人、⑬土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士法人

（2）新型コロナウイルス感染症の拡大により、売上高が前年同月（令和2年1月から令和2年7月の内、任意のひと月）と比較して50%以上減少していること。

※ 上記の比較が困難で、平成31年4月から令和元年12月の間に創業した事業者の場合は、「IV（1）新規創業特例・1（P22）」、令和元年12月から令和2年3月の間に創業した事業者の場合は、「IV（2）新規創業特例・2（P22）」を参照。

（3）千葉県内に「主たる事業所」※を有する事業者であること。

※ 法人の場合は、法人税の確定申告書別表一に記載された納税地。  
個人事業主（青色申告）の場合は、所得税の青色申告決算書に記載された事業所所在地

個人事業主（白色申告）の場合は、所得税の収支内訳書に記載された事業所所在地

NPO法人・公益法人等特例の場合は、履歴事項証明書又は根拠法令に基づき法人等の設立について公的機関に認可等されていることがわかる書類で確認

（略）

※ 上記の比較が困難で、平成31年4月から令和元年12月の間に創業した事業者の場合は、「IV（1）新規創業特例・1（P22）」を参照。

（3）千葉県内に「主たる事業所」※を有する事業者であること。

※ 法人の場合は、法人税の確定申告書別表一に記載された納税地。  
個人事業主（青色申告）の場合は、所得税の青色申告決算書に記載された事業所所在地

個人事業主（白色申告）の場合は、所得税の収支内訳書に記載された事業所所在地

（略）

### Ⅲ 申請手続き

#### 2 申請書の提出

##### (4) 申請書類

以下の申請書類を提出してください。なお、必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。

	申請書類一覧
①	千葉県中小企業再建支援金申請書兼実施報告書（第1号様式） （P8、9参照） <u>（※）オンライン申請の場合は、添付不要とします。</u>
	（略）
⑪	【新規創業特例、事業承継・法人成特例、 <u>NPO法人・公益法人等特例</u> の場合】 （P20参照） 特例に該当することが確認できる書類の写し

##### ① 千葉県中小企業再建支援金申請書兼実施報告書（第1号様式）

（※）オンライン申請の場合は、添付不要とします。

（略）

### Ⅳ 要件に関する特例

#### （2）新規創業特例・2

令和元年12月から令和2年3月の間に新規創業した場合は、令和2年4月以降（7月までの任意のひと月）の減収対象月の売上が、創業から3月までの事業収入を令和2年3月までの月数※で按分した月平均額よ

### Ⅲ 申請手続き

#### 2 申請書の提出

##### (4) 申請書類

以下の申請書類を提出してください。なお、必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。

	申請書類一覧
①	千葉県中小企業再建支援金申請書兼実施報告書（第1号様式） （P8、9参照） <u>（※）オンライン申請の場合は、誓約書全体をスキャナ又は写真で取り込み送信してください。</u>
	（略）
⑪	【新規創業特例、事業承継・法人成特例の場合】（P20参照） 特例に該当することが確認できる書類の写し

##### ① 千葉県中小企業再建支援金申請書兼実施報告書（第1号様式）

（略）

### Ⅳ 要件に関する特例

#### （追加）

り50%以上減少していれば対象となります。その場合は以下の必要書類を追加で提出いただきます。

※開業後月数は、操業日数にかかわらず、1か月とみなします。

※令和元年12月に創業の場合は、新規創業特例・1と2のいずれかを選択して申請できます。

**【追加で必要な書類】**

(法人の場合)

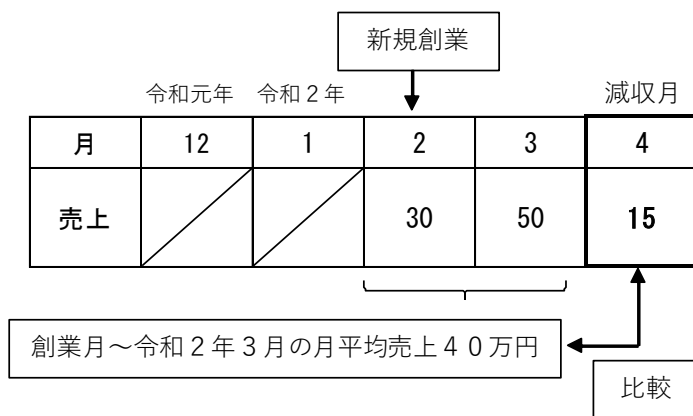
□ 法人設立届出書の写し

□ 税理士による押印及び署名がなされた、創業月から令和2年3月の事業収入を証明する書類 (様式任意)

(個人事業主の場合)

□ 個人事業の開業届出書の写し又は開業日、所在地、代表者の記載がある公的書類の写し

□ 税理士による押印及び署名がなされた、創業月から令和2年3月の事業収入を証明する書類 (様式任意)



(略)

(略)

(8) NPO法人・公益法人等特例

P2対象要件(1)に該当する者で、公益法人等(法人税法別表第二に該当する法人)及び法人税法以外の法律により公益法人等とみなされる法人(NPO法人等)であるため確定申告を要さない場合は、代わりに以下1及び2の書類を提出いただき、令和2年の減収対象月の収入が前年同月と比較して50%以上減少していれば対象となります。

前年同月の収入を確認できない場合は、令和2年の減収対象月の属する事業年度の直前の事業年度の月平均と、減収対象月の収入を比較します。

※この場合の収入とは、寄付金、補助金、助成金、金利等による収入など、株式会社等という営業外収益に当たる金額を除き、法人の事業活動によって得られた収入(公益法人等の場合、国・地方公共団体からの受託事業による収入を含む。)のみを対象とします。

※「会費」は収入に含めることができます。

1 特例に該当していることが確認できる書類

履歴事項証明書又は根拠法令に基づき法人等の設立について公的機関に認可等されていることがわかる書類

2 直前の事業年度の収入を確認する書類

(例)

<u>種別</u>	<u>年間収入の確認書類</u>
<u>社会福祉法人</u>	<u>事業活動計算書</u>
<u>NPO法人</u>	<u>(特定非営利活動に係る)事業報告書</u>
<u>公益法人</u>	<u>正味財産増減計算書</u>

(追加)

○事務所を賃借している場合

【事務所を賃借していることが確認できる書類】

以下の（ア）及び（イ）を提出してください。なお、どちらか一方を保有していない場合は、（ウ）を追加し、「（ア）及び（ウ）」又は「（イ）及び（ウ）」の提出で代替することができるものとします。また、提出は申請書「賃借の情報」に記載した事業所の分（最大2事業所分）のみで構いません。

（ア）事業所の賃貸借契約書の写し

※ 対象物件・物件住所・契約金額、契約日付、契約当事者双方がわかる箇所のみで構いません。なお、申請時において有効なものであり、記載された事業所の住所が申請書に記載する「賃借の情報」と同一のものに限ります。

（イ）賃借料支払いを証明する領収書の写し

※ 貸主・借主（申請者）・物件住所がはっきりと判別できるかたちで提出してください。

（ウ）（（ア）又は（イ）を保有していない場合）賃借条件等を記載した書類（任意様式）

記載する項目は、対象物件名、物件住所、契約日、契約期間、貸主、借主、用途、支払賃料



※「(ウ) 賃借条件等を記載した書類」の作成例

対象物件名	〇〇ビル	貸主	千葉 花子
物件住所	〇〇市〇〇1-11 -1	借主	千葉 太郎
契約日	令和元年8月〇日	用途	事業用
契約期間	令和元年8月〇日 ～令和3年8月〇日	令和元年支払 賃料の総額	200万円

(別紙) 千葉県の新規インフルエンザ等対策特別措置法に基づく措置

1 新規インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、4月14日から5月31日までの間、下記施設の使用停止またはイベント開催の停止の協力を要請

※同法に基づく休業等の要請が5月30日までのいずれかの日で終了する場合は当該終了日までとする。

2 新規インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、食堂、レストラン、喫茶店、居酒屋等を管理する事業者に対し、4月18日から5月25日までの間、19時以降の夜間の酒類の提供を控えていただくよう要請し、5月26日以降は、22時以降の夜間の酒類の提供を控えていただくよう要請

(別紙) 千葉県の新規インフルエンザ等対策特別措置法に基づく措置

1 新規インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、4月14日から5月31日までの間、下記施設の使用停止またはイベント開催の停止の協力を要請

(追加)

2 新規インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、4月18日から5月31日までの間、食堂、レストラン、喫茶店、居酒屋等を管理する事業者に対し、19時以降の夜間の酒類の提供を控えていただくよう要請